

「やってみよう！地域活性化応援事業」補助金要綱

一般社団法人ひなたネットワーク

(趣旨)

第1条 一般社団法人ひなたネットワーク（以下「ひなたネットワーク」という。）は、地元に元気を取り戻したい、または伝統的に行われてきた行事等を活性・復活させたい等、地域を元気にしたい、地域の課題を解決したいと考えている個人・グループ・団体・学校等（以下「団体等」という。）を支援することにより、社会教育・生涯学習の充実を図り、地域を元気にし、地域を豊かにしていくことで持続可能な社会づくりやそれを支える次世代支援の実現につなげることを目的として、本補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その給付については、この要綱に定めるところによる。

(給付の要件)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当する場合に給付するものとする。

- (1) 地域の活性化のために活動を行っている、または行おうとしている団体等であること。
- (2) 地域の活性化につながる活動であること。
- (3) 活動が他の地域のモデルとなり得るものであること。
- (4) 一過性の活動ではなく、持続可能な活動であること。
- (5) 過去、本補助金の給付を受けた団体ではないこと。（一部、例外を認める。）

(給付対象経費)

第3条 この補助金の給付の対象経費は、地域活性化活動に要する経費とし、経費項目は、人件費、賃金、旅費、会議費、謝金、備品購入費、借料及び損料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、食料費、原材料費、通信運搬費、その他諸経費とする。

(補助金額)

第4条 この補助金の補助金額は、1件あたり、200千円を限度とする。

(補助金の給付方法)

第5条 この要綱による補助金は概算払いにより給付する。

(補助金の申請)

第6条 補助金の給付申請する団体等は、応募要領により会長が定めた期間内に、次に掲げる書類をひなたネットワークに提出しなければならない。

- (1) 補助金申請書（様式第1号A・B）
- (2) 活動計画書（様式第2号）
- (3) 予算書（様式第3号）
- (4) その他、必要と認める書類

(補助金の給付決定及び通知)

第7条 第6条の規定により申請があった場合は、ひなたネットワークの理事会で審査を行う。但し、ひなたネットワークの理事が、申請団体等の役員等を兼ねている場合は、当該理事を審査から排除する。

2 審査の結果、理事の過半数をもって補助金を給付することが適當と認めるときは、ひなたネットワークは給付額を決定し、補助金給付額決定通知書（様式第5号）により申請団体等者に通知するものとする。

3 審査の基準は以下のとおりとする。

- ① 計画内容や実施方法が活動の目的に沿って、具体的かつ明確に設定されているか。
- ② 地域社会の活性化を図ろうとする意思が明確で、実現性の確保に適切な配慮があるか。
- ③ 他の地域のモデルとなるものであるか。
- ④ 今後の展開の見通しがあるか。
- ⑤ 経費の使用目的が妥当なものとなっているか。

4 補助金給付決定通知書（様式第5号）を受け取った団体等（以下「補助団体等」という）は、受領後、1か月以内に、請求書（様式第4号）をひなたネットワークに提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 補助団体等は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合、または、その他の事由により、補助金の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から1か月以内にひなたネットワークに書面（様式は特に定めない）をもって申し出なければならない。

(補助金の支払い)

第9条 ひなたネットワークは、当該年度の定時総会で給付決定を報告した後、補助団体等に対し、速やかに補助金の支払いを実施する。

(実績報告)

第10条 補助団体等は、補助金の給付を受けた年度の翌年度の4月末日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 決算書（様式第7号）
- (3) 領収書のコピー
- (4) その他、必要と認める書類

(実績発表)

第11条 補助団体等は、宮崎県生涯学習実践研究交流会、または、ひなたネットワークが指定する研修会等で実績発表をしなければならない。

2 提出された実績報告書等は、ひなたネットワークホームページ等で、公開する。

(補助金の給付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 補助団体等が、次の号のいずれかに該当する場合は、代表理事は、補助金の給付を中止し、または既に給付した補助金の一部若しくは全部を、期限を付して、返還を命ずることができる。

- (1) 活動計画書に沿った活動を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽または不正な手段により補助金の給付を受けたとき。
- (3) その他補助金の給付目的を達成することができないと認められる事由が発生したとき。

(活動計画等の変更の承認等)

第13条 補助団体等が、止むを得ない事情による、次の号のいずれかに該当する場合は、ひなたネットワークの承認を得なければならない。

- (1) 補助活動の全部を中止し、又は廃止しようとするときは、その事由を明記した補助金給付辞退届（特に様式は定めない）を提出すること。
- (2) 補助活動の内容を大幅に変更しようとするときは、その事由および変更内容をひなたネットワークに連絡すること。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助団体等の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ② 補助目的及び活動能率に関係がない活動計画の細部の変更である場合

(事故の報告)

第14条 補助団体等は、補助活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その内容と事由を明記した事故報告書（様式は特に定めない）をひなたネットワークに提出し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

- (1) この要綱は、令和2年12月12日から施行し、令和3年度の予算に関わる「やってみよう！地域活性化応援事業」補助金から適用する。
- (2) この要綱は、令和5年12月17日に改訂し、同日、施行し、令和6年度の予算に関わる「やってみよう！地域活性化応援事業」補助金から適用する。